

2022年度ステewardシップ活動に関する自己評価

原則	取組み実績/ 対応方針	自己評価(2022年度)
1	<p>機関投資家は、ステewardシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>● 運用本部長とサステナビリティ推進室長を共同プロジェクトリーダーとして社長の直下に全本部横断的に立ち上げた、サステナビリティトランスフォーメーション・プロジェクト・チーム(以下、SXP)によって特定された9つのコアマテリアリティ(気候変動、生物多様性、健康とウェルビーイング、DE&I、水資源、サーキュラーエコノミー、持続可能なフードシステム、大気・水質・土壌汚染、ビジネスと人権)や3つのフォーカスエリア(気候変動、生物多様性と環境破壊、人権と健康、ウェルビーイング)で企業に求める取組み内容をエンゲージメントや議決権行使、ESGインテグレーションに反映します。</p>
	<p>本年の取組み</p>	<p>【議案判断基準の改定】 ● 取締役会の構成(性別多様性)や各種業績基準における参照市場を「東証一部」から「東証プライム」へ変更したことに加え、当社フォーカスエリアの気候変動に関して、投資先企業に対してネットゼロの実現に向けた具体的な計画の開示を求めていくことを追加しました。 【サステナブル投資方針とサステナブルインベストメントフレームワークの策定】 ● 「ポジティブな社会的インパクトの創出」「持続可能な社会へのトランジションの後押し」「エクスクルージョン」を新たな軸とした「サステナブル投資方針」を策定しました。また、「サステナブル投資方針」の実施基準として、投資先企業に最低限取組んで欲しい行動基準を含めた「サステナブルインベストメントフレームワーク」を設定しました。 【サステナブル投資体系の構築と「ESG 関連ネーミングルール」の精緻化】 ● お客様が従来から重視されるフィナンシャルリターンに加え、ソシヤルリターン(社会的利益)の重視度合いを踏まえたサステナブル投資体系を新たに構築するとともに、多様化するサステナブル投資商品をお客様により分かりやすくご提供するためにESG等の名称を付すプロダクトに対する「ESG関連ネーミングルール」を精緻化し公表しました。</p>
	<p>今後の課題・対応方針</p>	<p><今後の課題・対応方針> ● 投資先企業の中長期的な企業価値向上とその持続的成長に向けて、エンゲージメントや議決権行使、ESGインテグレーションを推進します。 ● 「サステナブル投資方針」や「サステナブルインベストメントフレームワーク」に連動した、エンゲージメントや議決権行使を実施します。 ● 責任ある運用機関としての役割期待を意識し、ステewardシップ・コードへの明確な取組み方針を明確にするとともに、その取組みを当社ウェブサイトなどで公表します。</p>
2	<p>本年の課題・対応方針</p>	<p>● ステewardシップ責任を果たす上で重要な議決権行使において、情報遮断やコンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理します。 ● お客様の利益確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制を整備するとともに、特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど適切な行使判断を実施します。</p>
	<p>本年の取組み</p>	<p>【厳格な利益相反管理に基づく議決権行使の実施】 ● 全議案、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づいて議決権を行使しています。 ● コンプライアンス担当部署による厳格なモニタリングを実施(利益相反に係る事象の指摘なし)しています。 ● なお、「利益相反管理方針の概要」「管理対象を特定・類型化し、その管理方法を明記」は当社ウェブサイトにて公表しています。 【親会社等の議案判断】 ● 独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会(現ステewardシップ推進委員会)にて審議した上で適切な行使判断を実施しました。 ● なお、議決権を行使する役員員について、親会社等との間で、適切な人事異動制限を設定し、厳格に管理しています。</p>
	<p>今後の課題・対応方針</p>	<p>● 引き続き、ステewardシップ責任を果たす上で重要な議決権行使において、情報遮断やコンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理します。 ● お客様の利益確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制を整備するとともに、特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど適切な行使判断を実施します。</p>
3	<p>本年の課題・対応方針</p>	<p>● 投資先企業のESGに対する取組みを的確に把握するために、国内外の規制当局やESG情報開示基準策定団体の議論に参画し、適宜パブリックコメントを出すなど、当社の意見を積極的に発信して参ります。 ● SXPで特定したマテリアリティをもとに、業種・投資先企業毎のマテリアリティを再特定し、企業価値向上に向けた取組みの的確な把握に努めて参ります。 ● マテリアリティについては、マクロとミクロの両面からグローバルな社会・経済の変化を捉え、適宜見直しを検討します。 ● 脱炭素の取組みが実効的なものになるよう、経営陣のコミットメントや適切な目標設定を含め、投資先企業との対話を強化します。 ● 当社独自のESGレーティング及びスコアの構築を進めるとともに、運用業務への実装を進め、継続的にアップデートを図っていく方針です。</p>
	<p>本年の取組み</p>	<p>【投資先企業のESGの取組みの的確な把握】 ● 当社では、財務情報だけでなく、ESGを含めた投資先企業の非財務情報も活用して、投資先企業の状況を的確に把握するよう努めております。 ● 投資先企業のESGに対する取組みを的確に把握するために、NGOやグローバルのイニシアティブ、官公庁との対話等を通じて新たなESG課題の把握に努めるとともに、官公庁の研究会やISSBなどでの情報開示基準策定の議論に参加することにより、企業の取組み把握の基盤作り積極的に参加します。また、NGOや専門家等による社内勉強会を通じて、最先端の動向把握に努めています。 【統合報告書発行の促進】 ● 投資先企業の財務・非財務を含めたマテリアリティを的確に把握し、中長期的な価値創造プロセスの共有のため、エンゲージメントにおいて投資先企業に統合報告書の発行を促しています。また、「日経統合報告書アワード」等を通じて、統合報告書の内容改善に向けて投資先企業に広くメッセージを発信しています。 【マテリアリティ・マップの更新】 2021年に策定したマテリアリティ・マップについて、定時見直しに加えロシアによるウクライナ侵攻を受けた臨時見直しを実施し、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン(ダイバーシティ&インクルージョン)からの名称変更を含め、6項目の変更を行いました。 【当社ESGスコアの刷新】 ● これまで活用していたESGレーティングやスコアを、当社が運用機関として特に重視するコア・マテリアリティを反映したESGレーティング(AMO ESGレーティング)及びスコアに刷新しました。 【脱炭素社会実現に向けた取組み】 ● Net Zero Asset Managers Initiative(NZAM)において定められている2050年までに全AUMの温室効果ガス排出量ネットゼロを達成するための中間目標に基づき、投資先企業のネットゼロ判定及びファンドのネットゼロ適合性判定を実施しました。 【ESGテーマリサーチ】 ● セクターアナリストは、ESGマクロリサーチチームが実施するマテリアリティ分析やチーム内のディスカッションを踏まえて、気候変動や再生可能エネルギー等、ESG課題についての詳細なリサーチを実施しました。</p>
	<p>今後の課題・対応方針</p>	<p>● 投資先企業のESGに対する取組みの的確な把握に向けて、国内外の規制当局やESG情報開示基準策定団体の議論に参加し、パブリックコメント等を通じて当社の意見を積極的に発信していきます。 ● マテリアリティについては、マクロとミクロの両面からグローバルな社会・経済の変化を捉え、適宜見直しを検討します。 ● 脱炭素の取組みが実効的なものになるよう、投資先企業のネットゼロ判定に基づき、経営陣のコミットメントや適切な目標設定を含め、投資先企業との対話を強化します。 ● 当社独自のESGレーティング及びスコアについて継続的にアップデートを図り、運用部門で活用します。</p>
4	<p>本年の課題・対応方針</p>	<p>● 中長期的な株主価値に大きな影響を及ぼす企業毎の重要な課題について、マテリアリティ分析で特定した9つのコア・マテリアリティと3つのフォーカスエリアを含めた環境・社会課題と、これらの取組みのベースとなるガバナンスに関する課題において当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考えられる場合、当該企業と対話を実施し、改善を促します。 ● 株主価値毀損のおそれのある事項については、実態の早期解明に向け重点的にエンゲージメントを実施します。</p>
	<p>本年の取組み</p>	<p>【中長期的な企業価値向上と持続的な成長に関する投資先企業との認識の共有】 2021年度に特定した9つの当社コア・マテリアリティをESGのエンゲージメント課題に統合し、目指す企業の姿や企業に求めるアクション等を明確にし、持続的な社会の発展と企業価値向上に向けて、当社の考え方の共有を図りました。 【実効性の高いエンゲージメント】 ● 当年度は環境・社会課題として、2050年ネットゼロを見据えた気候変動や生物多様性への対応、社会的関心が高まっている人的資本(人材戦略・人権・ダイバーシティ)について課題認識の共有を図るとともに、取組み強化を促しました。 ● ガバナンスについては、取締役会の実効性、社外取締役の独立性・スキル、親子上場問題、政策保有株式、役員報酬とESGとの連動および資本効率などの課題について重点的に対話を行いました。 ● 社外取締役との面談や、投資先企業内でのESG勉強会の開催、エンゲージメント重点企業以外の幅広い投資先企業との面談等、市場全体の底上げに向け積極的にエンゲージメントを実施しました。 ● 運用実務経験が豊富なESGアナリスト・議決権行使担当者や運用部門のファンドマネジャー・アナリストが連携し、最適なフォーメーションで対話に臨みました。 【株主価値毀損のおそれのある事項への対応】 ● 投資先企業で不祥事等が発生した場合には、責任投資グループ(現ステewardシップ推進グループ)の議決権行使担当者・ESGアナリスト、運用グループのアナリスト・ファンドマネジャーが特に連携をより密にし、社外取締役を含む経営陣とのエンゲージメントを強化するなど、問題の所在並びに株主価値への影響等早期把握に努めました。</p>
	<p>今後の課題・対応方針</p>	<p>● 中長期的な企業価値向上や株主価値に大きな影響を及ぼす企業毎の重要な課題について、3つのフォーカスエリア、9つのコア・マテリアリティを含めた環境・社会課題と、これらの取組みの基盤となるガバナンスや情報開示に関する課題において当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考えられる場合、当該企業と対話を実施し、改善を促します。 ● 株主価値毀損のおそれのある事項については、実態の早期解明に向け重点的にエンゲージメントを実施します。</p>

2022年度スチュワードシップ活動に関する自己評価

原則	取組み実績/ 対応方針	自己評価(2022年度)
5	<p>機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<p>● 持続的な社会の発展と企業価値向上には投資先企業の実効的なコーポレートガバナンス体制の構築が必要との観点から議論を深め、その内容を踏まえて議決権を行使します。 ● エンゲージメントにおいては、社外取締役を含めた経営陣との対話を積極的に行い、投資先企業のコーポレートガバナンスが適切に機能しているかを確認します。中長期的な株主価値に大きな影響を及ぼす企業毎の重要な課題について、3つのフォーカスエリアを中心とした環境・社会・コーポレートガバナンスにおいて当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考えられる場合、当該企業と対話を実施し、改善を促します。対話を通じて促したにもかかわらず、十分な対応がなされず、結果として株主価値を著しく毀損している、あるいは毀損のおそれが高いと判断される場合には、取締役選任議案に反対することで、スチュワードシップ活動におけるエスカレーションの一環として当該企業に対して取組みをより強く促します。 ● 全議案について、当社の「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づき、自社で議決権行使を実施し、その結果を公表します。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づき議決権行使助言会社からの助言を活用します。 ● コーポレートガバナンスや議決権行使をめぐる環境変化を踏まえ、投資先企業の持続的成長につながる判断に向け、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」の見直しを適宜適切に行ないます。</p>
	<p>本年度の取組み</p>	<p>【議決権ミーティングの実施】 ● 議決権行使について意見交換する議決権ミーティング(SRミーティング)を、社外取締役を含む投資先企業の経営陣等と活発に実施しました。議決権行使結果をフィードバックするとともに、コーポレートガバナンスへの問題意識、議決権行使の考え方、議決権行使ガイドラインの方向性等、企業価値向上に向けたエンゲージメントを行いました。 【議決権行使基準の改定案の公表(2022年4月以降の株主総会から適用)】 ● 主に以下の点について、議決権行使基準を改訂し、2022年4月以降の株主総会から適用しました。この改定の(1)の「基本的な考え方、運営について」の中で、SXPのマトリアリティ分析で特定された3つのフォーカスエリアについて、投資先企業に働きかける内容を記載し、エンゲージメントや議決権行使に反映していくことを明記しました。主な改定点は以下の通りです。 (1) 基本的な考え方、運営について、(2) 取締役の構成(社外取締役の登用)、(3) 取締役の選任(政策保有株削減の促進)、(4) 役員報酬、(5) 株主提案 【議決権行使基準の改定案の公表(2023年4月以降の株主総会から適用)】 ● 2023年2月28日に、2023年4月以降の株主総会から適用する議決権行使基準の改定案を公表しました。この改定の「基本的な考え方、運営について」の中で、当社フォーカスエリアの気候変動に関して、投資先企業に対してネットゼロの実現に向けた具体的な計画の開示を求めていくことを追加しました。また、当社が策定した「サステナブル投資方針」を踏まえ、ESGマトリアリティの観点で社会的な悪影響を及ぼす度合いが極めて高く、中長期的に企業価値を大きく毀損するリスクの高い企業の取締役選任議案に反対することを明記しました。主な改定点は以下の通りです。 (1) 基本的な考え方、運営について、(2) 取締役会の構成(女性取締役の登用)、(3) その他(各種業績基準における参照市場を「東証一部」から「東証プライム」への変更) 【適切な議決権行使と行使結果の公表】 ● 2023年2月28日に、2023年4月以降の株主総会から適用する「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づき、自社で議決権行使を実施し、その結果を公表しました。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づき議決権行使助言会社からの助言を活用しました。</p>
	<p>今後の課題・対応方針</p>	<p>● 持続的な社会の発展と企業価値向上には投資先企業の実効的なコーポレートガバナンス体制の構築が必要との観点から議論を深め、その内容を踏まえて議決権を行使します。 ● エンゲージメントにおいては、社外取締役を含めた経営陣との対話を積極的に行い、投資先企業のコーポレートガバナンスが適切に機能しているかを確認します。中長期的な株主価値に大きな影響を及ぼす企業毎の重要な課題について、3つのフォーカスエリアを中心とした環境・社会・コーポレートガバナンスにおいて当社の求める水準に照らして取組みが不十分であると考えられる場合、当該企業と対話を実施し、改善を促します。対話を通じて促したにもかかわらず、十分な対応がなされず、結果として株主価値を著しく毀損している、あるいは毀損のおそれが高いと判断される場合には、取締役選任議案に反対することで、スチュワードシップ活動におけるエスカレーションの一環として当該企業に対して取組みをより強く促します。 ● 全議案について、当社の「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づき、自社で議決権行使を実施し、その結果を公表します。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づき議決権行使助言会社からの助言を活用します。 ● コーポレートガバナンスや議決権行使をめぐる環境変化を踏まえ、投資先企業の持続的成長につながる判断に向け、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」の見直しを適宜適切に行ないます。</p>
6	<p>本年度の課題・対応方針</p>	<p>● サステナビリティレポートをはじめ、引き続き情報発信・報告内容の充実に取り組むとともに、スチュワードシップ活動の更なる高度化に向け、積極的に基盤整備を行って参ります。 ● 日本版スチュワードシップ・コード対応のスチュワードシップ活動報告書(スマートフォーマット)の普及に努めるとともに、スチュワードシップ・レポート等報告内容の更なる充実を図って参ります。 ● 気候変動をはじめ責任投資プロセスの透明化については引き続き、検討します。</p>
	<p>本年度の取組み</p>	<p>【サステナビリティレポート2022の発行】 ● 2021年度に引き続き、スチュワードシップレポートの内容に加えコーポレート・サステナビリティの内容も加えた「サステナビリティレポート2022」を発行しました。今年度は活動の透明性を高めるため、全般的にプロセスの記載を充実しました。 【アセットオーナーへの報告】 ● 年金基金等アセットオーナーに対し、個別要請に基づきスチュワードシップ活動全般の報告を定期的実施しました。 【スマートフォーマットの普及促進】 ● 運用機関が業界横断で顧客・受益者への報告等実務課題の解決に取り組む「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ(JS)」を通じ、スマートフォーマットの改善、採用の働きかけ等実施しました。 【機関投資家のお客さまとのエンゲージメント】 ● 機関投資家のお客さまとのエンゲージメントの一環として、ESG投資に関するアンケート(書面及び対面)を実施しました。社内関係者にも共有し、お客さまへのご提供プロダクトやご提案などに加え、ESGへの取組みサポートなどのクオリティ向上へ活用しました。</p>
	<p>今後の課題・対応方針</p>	<p>● スチュワードシップ活動の透明性を高めるため、サステナビリティレポートをはじめ、引き続き情報発信・報告内容の充実に取り組みます。また、機関投資家のお客さま向けについても積極的なエンゲージメントを実施すると同時に、日本版スチュワードシップ・コードに対応し、資産運用会社間のスチュワードシップ活動の比較可能性を高めるスチュワードシップ活動報告書(スマートフォーマット)の普及に努めます。</p>
7	<p>本年度の課題・対応方針</p>	<p>● サステナビリティに関する運用体制について、さらなる人員や組織体制の充実を図ります。 ● 国内外とのイニシアティブや官公庁、アカデミックとの連携を深化させ、ESGの取組みをリードします。 ● マテリアリティの3つのフォーカスエリアについて、グローバルイニシアティブへの積極的な参画や意見発信を行い、ルール形成への参加を目指します。 ● 顧客・受益者を含めたステークホルダーとのエンゲージメントを強化し、その内容を公表します。 ● 投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を実施し、適切な自己評価を行い、より具体的な取組み内容を当社ウェブサイト及びサステナビリティレポート等で公表します。</p>
	<p>本年度の取組み</p>	<p>【サステナブル投資推進体制の強化】 ● インハウス運用において組織横断的にサステナブル投資活動を加速させるべく、2022年4月に新たにサステナブル投資戦略チーム(現サステナブル投資戦略グループ)を新設、サステナブル・インベストメント・オフィサー(SIO)を任命しました。また、気候変動分野において、科学的知見から当社のSX推進をサポートするポジションとして、2022年6月にサステナビリティ・サイエンスのポストを新設しています。さらに、外部委託運用においては、戦略運用本部内でESGプロジェクトチームを立ち上げ、アセットクラス横断でSX推進に取り組んでいます。 【国内外イニシアティブや官公庁、アカデミック等との連携の強化】 ● 人的資本の官民共同のイニシアティブである「人的資本経営コンソーシアム」で資産運用会社で唯一の設立発起人となったほか、生物多様性民間参画ガイドライン改訂検討会をはじめ委員として官公庁の委員会に積極的に参画しました。また、国際イニシアティブでは、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の公開草案やTNFDフレームワーク(v0.3)に関するフィードバックなど積極的な意見発信を行ったほか、PRIの人権・社会に関する協働エンゲージメントの「Advance」に参画しました。さらに、アカデミックでは京都大学や埼玉大学での講演や早稲田大学との共同研究に取り組まれました。 【社員のウェルネス向上に向けた様々な取組み】 ● 当社マテリアリティの更新やサステナビリティレポートの発行に際して、幅広く従業員と対話を行ったほか、「気候変動」や「生物多様性」、「人権と健康・ウェルビーイング」の3つのフォーカスエリアについて、社内セミナーや勉強会を積極的に開催しました。 【自己評価の実施・公表】 ● 2021年度スチュワードシップ活動に関する自己評価を当社ウェブサイトやサステナビリティレポート等で公表しました。 ● 2022年度のスチュワードシップ活動も原則・指針毎に分析した結果、概ね適切に行われたと評価しております。 【外部評価の取得】 ● みずほリサーチ&テクノロジー社が実施した「運用機関のスチュワードシップ活動 ―企業向けアンケートの結果」において、「有益なスチュワードシップ活動が期待されるため、回答企業として積極的にエンゲージメントしたい」など8評価項目中6項目で首位を獲得しました。</p>
	<p>今後の課題・対応方針</p>	<p>● スチュワードシップ活動に関して人材育成を含め、適切に行うために必要な体制の整備を行います。 ● 国内外とのイニシアティブや官公庁、アカデミックとの連携を深化させ、グローバルイニシアティブへの積極的な参画や意見発信を行います。 ● 投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を実施し、適切な自己評価を行い、より具体的な取組み内容を当社ウェブサイト及びサステナビリティレポート等で公表します。</p>